

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和４年９月町田市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第８条 略 ２ 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップの相手方、２親等内の親族又は同一の世帯に属する者（<u>第２１条第１項</u>において「配偶者等」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（規則で定めるものに限る。）（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、<u>前項</u>中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和５年３月町田市条例第２号）第１０条第１項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、当該職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。次項において同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 ３ 略 （休日） 第１２条 次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第８条 略 ２ 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップの相手方、２親等内の親族又は同一の世帯に属する者（<u>第２０条第１項</u>において「配偶者等」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（規則で定めるものに限る。）（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、<u>同項</u>中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和５年３月町田市条例第２号）第１０条第１項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、当該職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。次項において同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 ３ 略 （休日） 第１２条 次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務

時間においても勤務することを要しない日をいう。次条、第14条及び第23条において同じ。)とする。

(1)～(3)略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第20条 任命権者は、町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 町田市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対し、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状

時間においても勤務することを要しない日をいう。次条、第14条及び第20条において同じ。)とする。

(1)～(3)略

況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員による介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 略

(臨時職員等に対する特例)

第23条 略

(委任)

第24条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員による介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 略

(臨時職員等に対する特例)

第22条 略

(委任)

第23条 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。